

北陸地方ダム等管理フォローアップ委員会規約

(名 称)

第1条 本会は、「北陸地方ダム等管理フォローアップ委員会」（以下「委員会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 委員会は、北陸地方整備局が管理しているダム等の水位調節施設（以下「ダム等」という。）に係る洪水調節実績、環境への影響等の調査（以下「フォローアップ調査」という。）及びその調査結果の分析の内容を審議し、北陸地方整備局長に対して意見を述べ、ダム等の適切な管理に資することを目的とする。

(委員及び組織)

第3条 委員会は学識経験を有する者のうちから、別表に掲げる委員で構成し、委員は北陸地方整備局長が委嘱する。

- 2 委員の任期は2年以内とする。
- 3 委員は再任されることができる。

(委員長)

第4条 委員会には委員長を置くこととし、委員長は委員間の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(部 会)

第5条 委員会は、特定のダム等に関する調査及びその調査結果の分析について、検討を行う必要がある場合には、当該ダムごとに部会を設置することができる。

- 2 部会を設置するときは、あらかじめ「部会規約」を定めるものとする。

(議 事)

第6条 委員会は、委員長が召集し、委員長が議長をつとめる。

- 2 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ開催することができない。
- 3 委員会の議事運営については、委員の意見を聴いて定める。
- 4 委員会は、委員会終了後、その議事内容の概要を公表する。

(委員会の意見)

第7条 委員会は、フォローアップ調査の内容及びその調査結果の分析について、委員の意見を取りまとめ、委員会の意見として述べる。

(情報公開)

第8条 委員長は、北陸地方整備局に対して、委員会の審議に際し、フォローアップ調査の内容及びその調査結果の分析についての説明を行うこと、委員会からの求めに応じ、必要な資料を提供することの他、情報公開に努めるよう求めることができる。

(事務局)

第9条 委員会の事務局は、北陸地方整備局河川部に置く。

(雑 則)

第10条 この規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

この規約は、平成8年7月2日から施行する。

この規約は、平成13年11月30日に一部改正する。

この規約は、平成22年3月8日に一部改正する。

この規約は、平成23年2月3日に一部改正する。

この規約は、平成26年2月6日に一部改正する。

この規約は、平成27年10月22日に一部改正する。

この規約は、令和4年11月10日に一部改正する。

この規約は、令和5年10月26日に一部改正する。

北陸地方ダム等管理フォローアップ委員会

- 飯田 碧 新潟大学 佐渡自然共生科学センター 臨海実験所
准教授
- 池本 良子 金沢大学 名誉教授
- 関島 恒夫 新潟大学 農学部 農学科 教授
- 辻本 哲郎 名古屋大学 名誉教授
- 中田 政司 富山県中央植物園 園長
- 平林 公男 信州大学 繊維学部 応用生物学系 生物資源・環
境科学課程 教授
- 柳原 佐智子 富山大学 経済学部 経営学科 教授

※五十音順